

子ども・子育て支援新制度
芦屋市における利用者負担の
考え方について

平成26年8月29日

(平成26年度第4回芦屋市子ども・子育て会議)

国が示す新制度の利用者負担の考え方

- 新制度における利用者負担*（保育料）については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）こととされています。（幼稚園保育料は保育所同様、世帯の所得に応じた負担に変更となります。）
- 利用者負担は、現行の幼稚園、保育所の保育料の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなります。
- 国が定める水準は以下の要素を基に設定されています。
 - ・教育標準時間認定（1号認定）を受ける子ども：現行の幼稚園就園奨励費を考慮（5区分）
 - ・保育認定（2・3号認定）を受ける子ども：現行の保育所運営費による保育料設定を考慮（8区分）
- 国が定める水準は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定されます。
- 新制度の利用者負担の所得階層の区分は、市町村民税所得割額を基に設定されています。
- 保育短時間における利用者負担は保育標準時間の1.7%減を基本に設定されています。
- 新制度の利用者負担よりも低い保育料を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置が可能とされています。

* 利用者負担とは、教育・保育を受けた際に施設に支払ういわゆる保育料のことです。

教育標準時間認定を受けた子どもの保育料月額イメージ 【1号認定子ども】

【国の現行基準】

保育料基準なし

私立幼稚園は各園独自に保育料を設定

＜参考＞私立幼稚園就園奨励費補助金（年額）

| 階層区分 | 国庫補助限度額 |
|-------------------------------|----------|
| ① 生活保護世帯 | 308,000円 |
| ② 市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む） | 199,200円 |
| ③ 市町村民税所得割課税額77,100円以下 | 115,200円 |
| ④ 市町村民税所得割課税額211,200円以下 | 62,200円 |
| ⑤ 市町村民税所得割課税額211,201円以上 | 0円 |



【国の新制度基準】

| 階層区分 | 推定年収 | 利用者負担上限額 |
|------------------------------|--------|----------|
| ①生活保護世帯 | — | 0円 |
| ②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む） | ～270万円 | 9,100円 |
| ③市町村民税所得割課税額77,100円以下 | ～360万円 | 16,100円 |
| ④市町村民税所得割課税額211,200円以下 | ～680万円 | 20,500円 |
| ⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上 | 680万円～ | 25,700円 |

本市の1号認定子どもの保育料の基本的な考え方（案）

新制度における保育料を設定するに当たり、国が定める水準を踏まえ、次に掲げる考え方を基本とします。

1. 世帯の所得に応じた負担（応能負担）

1号認定の子どもの保育料は、新たな料金体系を設定することとされており、幼稚園と保育所のバランス及び国の示す基準を踏まえ応能負担とします。

2. 市町村民税所得割額に基づく階層区分

国が定める水準が、市町村民税所得割額に基づいた体系であることから本市でもこの方式によるものとします。

3. 入園料は利用者負担に含める

新制度では、毎月徴収する保育料の中で入園料を徴収していくという方向性が示されており、本市においてもこの考え方に基づいて保育料の設定を行います。

4. 公立私立にかかわらず、保育料は同額

子育て世代間の負担の公平性を図る上からも、公立私立にかかわらず保育料は同額とします。

5. 在園児に対する経過措置の検討

本市の保育料月額（案） 【1号認定子ども】

公立幼稚園，新制度に移行する私立幼稚園及び認定こども園（教育）の保育料

| 階層区分 | | 世帯の 推定年収 | 保育料（入園料込み） | |
|------|----------------------------------|-------------|-------------|---------|
| | | | 国基準 （上限） | 芦屋市 |
| ① | 生活保護世帯等 | — | 0円 | 0円 |
| ② | 市町村民税非課税世帯＊ （市町村民税所得割非課税世帯含む） | ～270万円 | 9,100円 | 2,000円 |
| ③ | 市町村民税所得割課税額 77,100円以下 | ～360万円 | 16,100円 | 6,500円 |
| ④ | 市町村民税所得割課税額 211,200円以下 | ～680万円 | 20,500円 | 10,000円 |
| ⑤-1 | 市町村民税所得割課税額 301,000円以下 | ～930万円 | 25,700円 | 12,000円 |
| ⑤-2 | 市町村民税所得割課税額 301,001円以上 | 930万円～ | 25,700円 | 15,000円 |

* 第2階層で，母子世帯等，在宅障がい児（者）のいる世帯，その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）は，①階層の金額を適用する。

※ 上記保育料（案）は，現在検討中のもので決定したものではありません。

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の保育料月額イメージ 【2号認定子ども】

【国の現行基準】

| 階層区分 | 推定年収 | 現行の 費用徴収基準 |
|---------------------|---------|---------------|
| ①生活保護世帯 | — | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 | ～260万円 | 6,000円 |
| ③市町村民税 課税世帯 | ～330万円 | 16,500円 |
| ④所得税額 40,000円未満 | ～470万円 | 27,000円 |
| ⑤所得税額 103,000円未満 | ～640万円 | 41,500円 |
| ⑥所得税額 413,000円未満 | ～930万円 | 58,000円 |
| ⑦所得税額 734,000円未満 | ～1130万円 | 77,000円 |
| ⑧所得税額 734,000円以上 | 1130万円～ | 101,000円 |



【国の新制度基準】

| 階層区分 | 利用者負担 | |
|-----------------------|----------|---------|
| | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 | 6,000円 | 6,000円 |
| ③所得割課税額 48,600円未満 | 16,500円 | 16,300円 |
| ④所得割課税額 97,000円未満 | 27,000円 | 26,600円 |
| ⑤所得割課税額 169,000円未満 | 41,500円 | 40,900円 |
| ⑥所得割課税額 301,000円未満 | 58,000円 | 57,100円 |
| ⑦所得割課税額 397,000円未満 | 77,000円 | 75,800円 |
| ⑧所得割課税額 397,000円以上 | 101,000円 | 99,400円 |

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の保育料月額イメージ 【3号認定子ども】

【国の現行基準】

| 階層区分 | 推定年収 | 現行の 費用徴収基準 |
|---------------------|---------|---------------|
| ①生活保護世帯 | — | 0円 |
| ②市町村民 税非課税世帯 | ～260万円 | 9,000円 |
| ③市町村民 税課税世帯 | ～330万円 | 19,500円 |
| ④所得税額 40,000円未満 | ～470万円 | 30,000円 |
| ⑤所得税額 103,000円未満 | ～640万円 | 44,500円 |
| ⑥所得税額 413,000円未満 | ～930万円 | 61,000円 |
| ⑦所得税額 734,000円未満 | ～1130万円 | 80,000円 |
| ⑧所得税額 734,000円以上 | 1130万円～ | 104,000円 |



【国の新制度基準】

| 階層区分 | 利用者負担 | |
|-----------------------|----------|----------|
| | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 | 9,000円 | 9,000円 |
| ③所得割課税額 48,600円未満 | 19,500円 | 19,300円 |
| ④所得割課税額 97,000円未満 | 30,000円 | 29,600円 |
| ⑤所得割課税額 169,000円未満 | 44,500円 | 43,900円 |
| ⑥所得割課税額 301,000円未満 | 61,000円 | 60,100円 |
| ⑦所得割課税額 397,000円未満 | 80,000円 | 78,800円 |
| ⑧所得割課税額 397,000円以上 | 104,000円 | 102,400円 |

本市の2号・3号認定保育料設定の基本的な考え方（案）

新制度における保育料を設定するに当たり、国が定める水準を踏まえ、次に掲げる考え方を基本とします。

1. 市町村民税所得割額に基づく階層区分

国が定める水準が、市町村民税所得割額に基づいた体系であることから本市でもこの方式によるものとします。

2. 保育短時間の保育料

国において保育短時間の保育料は保育標準時間の保育料に対し、1. 7%減を基本に設定していることから、本市においても同様とします。

3. 施設・事業の種類を問わず同一の保育料体系

国が定める水準においては、施設・事業の種類を問わず同一の水準としていることから、本市においても認可保育所・認定こども園（保育）・地域型保育事業の保育料は同一体系とします。

本市の保育料月額（案） 【2号・3号認定子ども】

| 階層区分 | | 世帯の推定年収 | 3歳未満 | 3歳以上 |
|------|-----------------------|----------|--------|--------|
| A | 生活保護世帯 | — | 0 | 0 |
| B | 市町村民税非課税世帯* | ～260万円 | 5,500 | 5,000 |
| C | 市民税所得割課税額 48,600 円未満 | ～330万円 | 9,500 | 9,000 |
| D1 | 市民税所得割課税額 67,500 円未満 | ～400万円 | 15,000 | 13,500 |
| D2 | 市民税所得割課税額 97,000 円未満 | ～470万円 | 25,500 | 22,000 |
| D3 | 市民税所得割課税額 125,500 円未満 | ～535万円 | 35,500 | 28,000 |
| D4 | 市民税所得割課税額 169,000 円未満 | ～640万円 | 43,500 | 30,000 |
| D5 | 市民税所得割課税額 251,000 円未満 | ～810万円 | 54,500 | 32,500 |
| D6 | 市民税所得割課税額 301,000 円未満 | ～930万円 | 60,000 | 34,000 |
| D7 | 市民税所得割課税額 397,000 円未満 | ～1,130万円 | 71,000 | 37,000 |
| D8 | 市民税所得割課税額 397,000 円以上 | 1,130万円～ | 89,000 | 41,000 |

* B階層で、母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）は、A階層の金額を適用する。

※ 保育短時間における保育料は上記保育料（案）の1.7%減を基本とします。

※ 上記保育料（案）は、現在検討中のもので決定したものではありません。